

# 令和6年度 常滑市宿泊税システム整備費補助金

## 申請要項

常滑市税務課

### 1 事業の目的

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、宿泊税特別徴収義務者申告書を提出していただいた方を対象に、既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入費用の全部又は一部を補助します。

### 2 補助対象者

宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム整備を行う、次の要件を満たす者。

- (1)常滑市宿泊税条例第7条第1項の規定により、「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出していること。
- (2)市税に滞納がないこと。
- (3)常滑市暴力団排除条例(平成23年常滑市条例第37号)に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者に該当していないこと。

### 3 補助の内容

#### (1)補助額・限度額

- ①50万円まで全額補助
- ②50万円を超える部分は2分の1補助

(※ただし、①、②合わせて補助額100万円を限度とする)

#### (2)補助対象事業

- ・宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修
- ・新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェア等の購入など

※施設ごとの申請となります。

【補助対象例】 ※宿泊税導入に係る整備に限ります。

- ・レジシステムの改修及び構築(購入)
- ・ソフトウェアの購入
- ・パソコン、タブレット、プリンタ、スキャナー及びそれらの複合機器の購入
- ・POSレジ、モバイルPOSレジ、宿泊税用券売機の購入
- ・消費税(改修や構築に係る税)

※納品、支払い確認に係る提出書類が必要となるため、システム事業者などからの購入に限る。(個人やインターネットからの購入は不可)

※補助事業等により取得した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、市長の承認を受ける必要があります。ただし、交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は耐用年数を経過した場合は、この限りではありません。

【補助対象外例】

- ・クラウドの月額・年額使用料や保守料
- ・リース・レンタル契約のソフトウェアやハードウェア
- ・人件費、交際費、交通費、宿泊費、飲食費、その他(社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費)

### (3)整備内容の例

例1) 毎日の宿泊者数と宿泊税を月ごとに集計管理する

例2) 徴収した宿泊税を管理する

例3) 領収書に宿泊税と印字する

## 4 申請手続き

(1)申請期限 令和6年12月27日(金) まで

(2)提出書類

①常滑市宿泊税システム整備費補助金交付申請書

②システム整備に係る見積書の写し

※①は、常滑市のホームページからダウンロードできます。

**※補助申請前に「宿泊税特別徴収義務者申告書」の提出が必要です。**

## 5 補助事業の実施

### (1)補助金の交付

申請書類等提出していただいた後、おおよそ2週間程度で交付の決定を行い、補助金承認(不承認)決定通知書を送付します。なお、交付の決定前の事前着手は補助対象事業として認められません。必ず交付の決定後において事業に着手してください。また、補助金は事業完了報告書の提出後に支払いを行います。

### (2)補助事業の経理

本事業に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

### (3)変更申請

事業内容等に変更が生じる場合、変更内容を実施する前に常滑市へ連絡してください。軽微な変更を除き、変更承認申請書の提出が必要です。変更承認申請書が提出されない場合、補助金を交付することができない場合があります。

≪提出書類≫

①補助対象事業等変更承認申請書

②変更内容が確認できる書類

※提出が不要な場合もありますので、変更が生じたら、必ず常滑市へ連絡してください。

※①は、常滑市のホームページからダウンロードできます。

### (4)事業完了報告書の提出等

事業完了後 30 日以内又は令和7年2月 28 日(金)のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

≪提出書類≫

①補助対象事業完了報告書

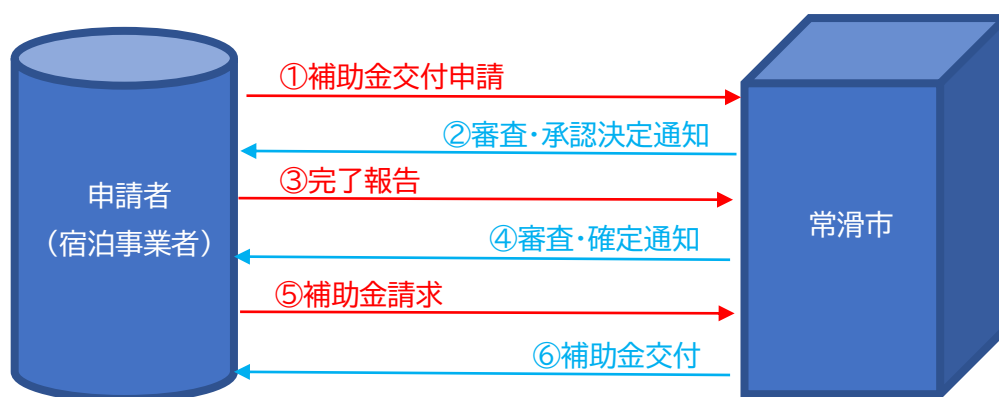
②補助対象事業の実施結果が確認できる関係書類(マニュアル、納品書、写真等)の写し

③補助対象経費に係る書類(契約書、請求書、領収書等)の写し

※①は、常滑市のホームページからダウンロードできます。

【申請から補助金交付までの流れ】

**補助申請前に「宿泊税特別徴収義務者申告書」の提出が必要です。**



※承認決定通知が届いてから、事業に着手してください。

交付の決定前に着手すると補助対象から除かれる場合があります。

## 6 問合せ先

本事業について、ご不明な点などは、下記までご連絡ください。

常滑市総務部税務課 市民税チーム

〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5

TEL0569-35-5111(代表) 0569-47-6104(直通)